

令和 6 年度 広島県木造住宅耐震化促進支援事業について

1 制度の概要

広島県は、木造住宅の耐震化に併せて居住誘導に取り組む市町の住民を対象として、市町と協調して木造住宅の耐震改修等に係る費用の一部を補助する制度を創設しています。補助金は市町から補助交付対象者（住宅の所有者等）へまとめて支払われます。

○事業の対象予定となる市町（16市町）

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、神石高原町

2 補助条件の概要 ※補助額等、条件は市町によって異なる場合があります。

補助内容	耐震改修	現地建替	非現地建替	除却
補助対象の住宅	旧耐震基準 ^{※1} で建てられた木造戸建て住宅で、耐震性能が不足しているもの（長屋又は共同住宅は含まない） 現に居住の用に供する住宅であること ※ 中古住宅等（空き家）でも、工事完了時に居住が確認できれば、補助の対象となる場合があります。（市町によって対応が異なる）			
区域の要件	居住を誘導する区域内	移転建替後の住宅が居住を誘導する区域内	居住を誘導する区域の内外を問わない	
補助対象	耐震化に係る工事費		除却工事費	
補助額 ^{※2}	補助対象の 80%かつ 1 住戸あたり 100 万円を限度		補助対象の 23%かつ 1 住戸あたり 83.8 万円を限度	
負担率 ^{※2}	国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4			

※1 旧耐震基準とは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅のこと

※2 国が実施する補助制度の負担率をもとにした率（令和 5 年 4 月時点）

3 注意事項

- （1）予算の範囲内での募集となるため、予算がなくなり次第終了となります。
- （2）土砂災害特別警戒区域内での建替は、補助対象となりません。
- （3）建替後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- （4）現地建替、非現地建替及び除却においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。

4 その他

詳細については、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/taishin-madoguchi/taishinho-jo-kyutaku.html>



5 補助を受けるために、補助交付対象者（住宅の所有者等）が行うこと

(1) 補助申込み前の準備

① 耐震診断等の実施

専門家へ依頼するなどして、耐震診断等を実施します。

※ 各市町において、耐震診断の補助制度がございます。

② 地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修，建替え，除却のうち，どの工事を行うか検討します。

③ 事前協議（必須）

補助金を受けることができるかを事前に市町の窓口へ協議します。

(2) 補助申込み

事前協議に基づいて市町の窓口へ申し込みます。

審査のうえ認められれば，補助交付決定通知が交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※ 交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は，補助対象になりません。

(4) 工事の完了報告

工事の完了後，市町の窓口へ提出します。審査のうえ完了が認められれば，所有者へ補助金の確定通知が交付され，補助金の請求により，補助金が支払われます。

6 補助に係る相談・申請窓口

市町名	担当部局名	電話番号
広島市	住宅政策課	082-504-2292
呉市	建築指導課	0823-25-3513
竹原市	都市整備課	0846-22-7749
三原市	建築指導課	0848-67-6122
尾道市	建築課	0848-38-9245
福山市	建築指導課	084-928-1103
府中市	都市デザイン課	0847-44-9172
三次市	都市建築課	0824-62-6385
庄原市	都市整備課	0824-73-1151
大竹市	都市計画課	0827-59-2168
東広島市	住宅課	082-420-0946
廿日市市	建築指導課	0829-30-9191
海田町	まちデザイン課	082-823-3157
熊野町	都市整備課	082-820-5608
坂町	都市計画課	082-820-1513
神石高原町	建設課	0847-89-3338

担 当 建築安全担当
(氏名 道方，難波)
電 話 082-513-4133